

## 教育委員会会議の議事録（平成28年1月定例会）

◆ 日 時 平成28年1月22日（金曜日）午後2時

◆ 場 所 上杉分庁舎 教育局第1会議室

◆ 出席委員 教育長 大越 裕光  
教育長職務代理者 吉田 利弘  
委員 永広 昌之  
委員 草刈 美香子  
委員 今野 克二  
委員 齋藤 道子

### ◆ 会議の概要

1 開 会 午後2時

2 12月定例会 議事録承認

3 議事録署名委員の指名 永 広 委 員

4 報 告 事 項

(1) 「教育の振興に関する施策の大綱」の策定について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

(2) 市議会報告について

(総務課長 報告)

資料に基づき報告

永 広 委 員 報告事項(2)の資料7ページの地下鉄東西線の増客対策という質問について、直接この質問には関連しないが、市内の小中学校で博物館等施設を校外学習で利用する時、移動手段はどうしているのか。

教育指導課長 移動手段は、学校の種類によってさまざまである。料金的には地下鉄が非常に安いということもあり、地下鉄沿線の学校は地下鉄を利用していることが多い。小学校1年生はよく八木山動物園に行くが、そこに行く際にはほとんどの学校がバスを借りている。最近、バス代はかなり高くなっているため、今回東西線ができたということで、かなり東西線が活用されるのではないかと考えている。

永 広 委 員 そうした場合の交通費は、児童生徒が負担しているのか。

教育指導課長 学校で学年ごとに企画する校外学習については、保護者からの集金で交通費を賄っている。そのほか、中学校2年生が科学館を使う学習については、教育委員会からの補助があるが、基本は保護者からの集金で賄っている。

永 広 委 員 博物館などの施設を使った校外学習は極めて効果が高いと思う。授業の一環なので、例えば教育委員会からの補助を増やすようなことができないものか検討していただきたい。また、公共交通機関を使う時には、何かしら特別な取扱いができ

ないか交通局と教育委員会で交渉するなど、考えていただければと思う。

齋藤委員

報告事項(2)の資料8ページの不審者情報の共有について、事務局でもいろいろ考えているようだが、学校によって差異があるということなので、できるだけ学校と地域の情報の共有化は図るべきだと思う。保護者等への緊急一斉メールやセキュリティメールはほとんどの児童生徒に知れ渡っているのだから、それを地域に伝えるのは難しいことではないと思う。人間の目という意味では、地域の人たちに児童生徒の見守りをお願いすることは、不審者に対しては非常に有効なものだと思うので、学校ごとに差異がないように、声がけをしていただきたい。

堀田理事

齋藤委員からご指摘があった点については、事務局でも全くそのとおりで考えている。現在各学校では保護者への緊急一斉メール等の態勢を整えており、教育委員会に入った情報は当該学校等に情報提供している。また、その情報が子どもに関連するものであれば、近隣の学校にはもちろんのこと、子供未来局にも情報を提供し、子供未来局はその地域の保育所や児童館等に情報提供するという態勢をとっている。今回議会でご質問いただいたのは、学校から地域に対しても情報提供をすることによって、地域と学校、保護者が一体となった防犯対策、子どもたちの安全・安心の確保ができるのではないかとのご指摘であり、それについてはまさにそのとおりであるということで、現在いろいろ調整しているところである。齋藤委員からもあったように、学校によって地域の事情はあるが、最低限情報を共有する範囲を教育委員会から示し、学校と保護者、地域の教育関係者とで一定の情報共有が図られるような体制を構築するように検討して進めてまいりたいと考えている。

齋藤委員

例えば学校支援地域本部がある場合、学校から本部に情報を提供していただければ、各地域の団体に伝えることは可能だと思う。地域の団体の中からピックアップしてポイントになる団体に伝えることは可能だと思うので、学校支援地域本部も活用していただきたい。

草刈委員

報告事項(2)の資料7ページの障害者雇用について、今年度も年度途中で4名の方を採用したということだが、きちんと定着しているのか。離職率などを把握しているのかどうか伺いたい。

また、同じ資料の8ページのいじめ相談窓口について、市としても相談窓口の周知を行っているということだが、市の教育委員会のホームページでは相談窓口のページに辿りつくのが難しい。県教委のホームページを見ると、いじめに悩んでいる子がスムーズに相談できるようになっている。ホームページを刷新するにはもう少し時間がかかるということを以前伺ったが、中身であればいかようにも変えられると思うので、できればいじめ対策については、相談窓口の連絡先などがすぐ分かるような形に変えていただきたい。

参事兼総務課長

障害者の離職率については把握していないが、例えば正職員であれば、定年など前もって退職する方を把握することはできる。また、学校用務など嘱託職員として雇用している障害者の方については、基本的に年度更新で雇用を延長させていただいている。毎年意向を確認しているので、今年度限りという場合については、ある程度前から把握しており、そうした退職者も見込んだ上で採用を進めている。もちろん退職者補充だけではなく、障害者雇用率が上がるよう、年度替わりだけではなく、年度途中も含めて採用を進めてまいりたいと考えている。

堀田理事

ご要望のあったいじめの相談体制について、市議会の答弁では第三者機関の相談窓口ということで法務局の窓口などを挙げている。教育委員会では今年度、学校・家庭連携シートということで、保護者にもいじめに気づいてもらい、学校との連携をとるためのいろいろな方法を記したシートを作って配付しており、その中に仙台市以外の関係機関、県警や文科省の電話、いのちの電話、民間の電話

相談の窓口を掲載している。いじめ相談窓口については、子どもたちに対しては学校でいじめ防止のキャンペーン期間中にカードを作って配るなどにより周知を図っている。そうした取組みに加え、相談しやすい環境を作るということはさらに進める必要があると考えている。新年度に向けた学校に対するいじめ対策の人的支援も背景にして、まず学校の中で相談しやすい環境づくりをさらに進めるということ、それから、学校では相談しにくいという場合の相談体制の充実を図ること等について、さらに周知徹底を図ってまいりたいと考えている。

教 育 長

草刈委員からご指摘のあったホームページでの周知も可能な限り分かりやすくしていかなければならないので、よろしくお願いしたい。

永 広 委 員

報告事項(2)の資料8ページのいじめ相談窓口について、新たに設置するいじめ相談専用電話は教育委員会が設置するものなので、第三者機関というわけにはいかないと思うが、なるべく相談しやすい環境を作るために、例えば市の職員が直接電話の担当窓口になるのではなく、ケースワーカーやソーシャルワーカーの方に窓口になっていただくほうが相談しやすいのではないかと。もちろん教育委員会に設置するわけだが、なるべく第三者に近い方に窓口になっていただくというような人的配置を考えさせていただいたほうがいいのではないかと。どうか。

堀 田 理 事

新年度の人的体制の充実という点において、教育委員会の中でも相談体制ということでスクールソーシャルワーカー、臨床心理士など、教育委員会に置く職員の充実も検討しているところである。永広委員からご指摘いただいたように、職員ではなく専門家の方々がまず相談に応じるということも考えられる。また24時間体制となると時間外や土日の対応も必要になるが、専門の相談機関との連携も図りながら、ご指摘のように少し学校や教育委員会から離れたところであれば相談しやすいというメリットもあると思うので、そのような点も含めて、相談体制の充実についてさらに検討してまいりたいと考えている。

今 野 委 員

報告事項(2)の資料7ページの地下鉄東西線の増客対策に関連することだが、地下鉄で途中下車ができればいいと思う。沿線施設は魅力的だが、1か所だけでは半日もかからないので、1回で2か所ぐらい行ければ非常に魅力的になるのではないかと。東西線、南北線の中に非常に面白い沿線施設がたくさんあるが、1つ1つだと丸1日かからないので、例えば沿線の施設を1日に2か所ぐらい回るということを考えた場合に、途中下車ができると魅力になる。どのぐらい効果があるか分からないが、私の周りではそうした意見が出ている。教育委員会に直接関係することではないが、沿線に関連施設があるので申し上げておく。

教 育 長

このご質問の趣旨は、地下鉄全体がもっと利用していただけるように、全市的にさらに推進していかなければならないというものであった。その中で、教育委員会でも対応できるものとしては、校外学習などで子どもたちが市の関連施設を利用することである。東西線ができたことによって、今までよりも行動範囲が広がるので、それを最大限に利用すべきだというご意見はごもっともなご意見なので、今後、学校にも働きかけをしていく必要があると考えている。通勤・通学だけではなく、沿線施設の利用についても十分考えられるという中での答弁であったが、今野委員のご意見も賑わいの創出の一つになるかと思う。

### (3) 要望事項への対応について

(学びの連携推進室長 報告)

資料に基づき報告

吉 田 委 員

子どもたちにとって大変だという内容の要望が出ていることについて、特に仙台

市標準学力検査をどういう意図を持って行ったのかという所期の目的を、教育委員会だけではなく、学校職員を含めて、指導と評価の一体化、よりよい授業を創るための評価という手段として、学力検査等を行っているということを確認し合っていたらと思う。

学びの連携推進室長

丁寧な説明を行っていくとともに、この検査が子どもたちの学力向上と教員の授業力向上にきちんと結びつくような形で反映されるように努めてまいりたい。

永 広 委 員

項目1について、「指導改善を図るための「提案授業」を実施しております」と回答している。提案授業については、私もいくつかの学校で拝見させていただいているが、授業そのものは非常によく工夫されて、おそらく効果が上がっているのだろうと思われる。ただ、その提案授業によってどの程度、指導改善が図られたのか目に見える形になっていない。仙台市標準学力検査を実施するようになってから数年経っているのに、どういう改善策がとられ、その結果どこがどう良くなったのか分かるような資料を出していただければと思う。資料として出すのはなかなか大変だと思うが、ぜひよろしくお願ひしたい。

#### (4) 平成28年度全国学力・学習状況調査への参加について

(学びの連携推進室長 報告)

資料に基づき報告

永 広 委 員

来年度の実施科目に理科が含まれなかった理由について、文部科学省から聞いているか。

学びの連携推進室長

この調査は主に国語、算数・数学の調査を行っており、理科は3年に1回程度の実施となっている。

#### (5) 仙台市天文台の展示更新計画(中間案)について

(生涯学習課長 報告)

資料に基づき報告

永 広 委 員

ゾーニングの新たな考え方として、天文学の歴史の反映と、科学との関係性の反映という大きく2つに分けて流れを持たせたのは、展示室としては分かりやすくなると思うが、例えばこの天文学の歴史の反映の中で、仙台や東北という視点は入るのか。

生涯学習課長

現在お示しいただいている中間案の中には、そのような個別具体的なところはまだ示されていない。仙台における天文台という意味合いからのご意見なども一部取り入れていただくように、市の意見として申し上げていきたいと考えている。

永 広 委 員

展示更新計画案(マスタープラン案)の10ページのゾーニングの考え方の図を見ると、そうした地域という視点では捉えられていないような気がする。天文学の歴史の反映の通路にH-2-1, H-2-2, H-2-3で重要文化財指定を受けている旧仙台藩の地球儀が特に注目されるように展示するのはいいが、その通路の反対側には仙台市天文台が発見した小惑星、太陽系探査というものを展示することになっており、何となくバラバラに展示されるように感じる。やはり地元の視点も大事だと思う。例えば愛宕神社には経緯度測定点の碑がある。また、東北という視点で見ると、伊能忠敬が地図の測量だけではなく、現在の釜石市で子午線の距離を測定していて、釜石市の唐丹にはそれを記念した測量の碑と星座石がある。それから、秋田の大湯の環状列石も天文学と関わりがあるという話も

あり、東北地方にも結構いろいろな興味を引く材料がある。したがって、仙台や東北という視点で作った小さな展示があってもいいという気がするので、一つの意見としてお伝えいただきたい。

教 育 長 事務局もその辺の意見を踏まえて、事業者伝えていただきたい。中間案なので、今後、最終案にどの程度反映させるのかについては事務局に願います。

齋 藤 委 員 展示更新計画案（マスタープラン案）の3ページの「3天文台、科学館をめぐる現状」について、外国語対応ということで、九州地区での外国語対応の加速化と記載されているが、これはどういうことなのか、分かる範囲で教えていただきたい。

生涯学習課長 九州は地理的に近いということもあり、中国や韓国からご利用の方がかなり多い。展示物の表記やパンフレットに、英語だけではなく中国語あるいは韓国語も意識的に表記していると伺っており、そうしたことを示しているものである。

吉 田 委 員 天文台運営協議会がこの展示更新についていろいろ関わると思うが、協議会のメンバーはどのような方なのか教えていただきたい。

生涯学習課長 天文台運営協議会は、東北大学、宮城教育大学など大学関係の方、小学校の理科部会の先生、中学校の理科部会の先生、そのほか一般の利用者、社会教育団体の方、PTAの代表など、10名で構成される協議会である。

教 育 長 本市における附属機関に準ずる機関として、教育委員会で委嘱状を交付し、天文台の運営に関して協議いただいている。ただ、施設の運営主体はPFI事業者であり、今回の展示更新についてはその事業者が基本的に検討しているが、運営協議会からもご意見をいただいている。

吉 田 委 員 私たちがレイマンであるように、決して天文に造詣の深い方々ばかりではなく、PTAの代表の方々も協議会のメンバーになっているということで、それは大切なことだと思う。永広委員がおっしゃったように専門的な視点からの提案もあるが、それを受け止める天文に詳しくない人たちがそれをどう理解できるのかという観点からのご意見をいただければいいと思う。その理由としては、私が25年くらい前に名古屋市の科学館に行った時、展示が非常に工夫されていて、興味がそそられ、見ると次のものを見たくなる、そしてその解説を読みたくなるという展示の仕方であった。それは今回の更新の一つのポイントであるように、ストーリー性があったように思う。見て読んで、そして新しい発見をする。それは誰もが新たな発見ができるように展示の工夫がされている。天文台は天文に関心がある人だけのものではなく、広く市民の人たちにとっての学習の場であると思う。したがって、ストーリー性のある動線についての創意工夫をぜひやっていただけるよう期待したい。

教 育 長 天文台運営協議会は専門家の方もそうでない方もメンバーになって、天文台の運営についての協議をしていただいているということで、両方のご意見をいただいているということである。

草 刈 委 員 各更新時期の事業費について、2回の更新予算の比率は同率とするということだが、今回の予算が1億2千万円程度ということは、次回も同程度の金額と考えてよいか。

また、展示更新の主なポイントについて、課題認識として、来館者の動線が自由動線となっているためとのことであるが、これは今になって初めて気づいたことではないと思う。これまでも気づいていて、いろいろな対策などもしてきていると思うが、その辺について少し話を伺いたい。

最後に要望だが、やはり多くの世代の方に来ていただきたいので、未就学児はもちろん、これから高齢化社会と言われている中で、お年寄りの方が例えば町内会の行事などで天文台に行くというように、お年寄りの方が天文台でイベントができる

ようなバリアフリーも兼ねたものを考えていただきたい。

生涯学習課長

今回の事業費は1億2千万円だが、事業期間中に2億4千万円なので、その半分、したがって20年目に行われる更新の事業費も、今の想定としては残り1億2千万円を考えている。

自由動線について、事業者の当初の考え方としては、来館者が展示されているものを自分の考えに基づいて自由に観覧することを想定して展示等を配置したが、数年経って、ご覧いただいた皆様からのアンケートなどにより、日頃のこととして案内表示や展示をご覧いただくときのポイントを示すなど工夫はしているが、根本的な展示の配置が大きくは変わっていないので、今回のリニューアルの段階で、見せ方、あるいは見る順序にストーリー性を持たせるような展示にしたいという提案である。

また、子どもだけではなく、幅広い年代の方にご覧いただけるような天文台になるように、意見として申し上げていきたいと考えている。バリアフリーに関するご要望について、施設の中においては基準に応じた段差のない状態になっているが、天文台のある場所自体がそもそも市中心部から離れているので、そこまでの交通手段、また展示の高さや照明の当て方なども含めて、お子様や高齢者の方にも分かりやすい、あるいは歩きやすいような工夫をしていくようにしていきたいと考えている。

今野委員

最近見たテレビ番組によると、宇宙については随分いろいろなことが分かっているようである。ここ5年ぐらいの間に分かったこともたくさんある。しかも非常に興味深い内容である。つい最近分かってきたような内容について、どの程度展示することができるのか。10年に1回の展示更新ということだが、この10年で大分違うような気がする。子どもの教育を考えた場合に、最先端である必要はないと思うが、その辺はいかがか。

生涯学習課長

PFI事業を開始するにあたっての契約の中での範囲ということもあるので、一方的に子どもがそういう形でやるということは申し上げられないところがある。更新については、今回の10年更新を基本的な柱としてやっていきたいと考えている。ただ、ご指摘いただいたように、情報のスピードがかなり速いということもあるので、限られた展示スペースの中だけではなく、天文台の中のいろいろなスペースを使いながら、あるいはイベントの中、またプラネタリウムも含め、最新のもの、あるいは話題となっているものについてもプログラム等でうまく活かしていきたいと考えている。

教育長

本日の新聞記事によると、太陽系の第9惑星になると期待される地球の10倍の質量があるという非常に大きな惑星が太陽系の軌道上にあるかもしれないという非常に興味深い報道があった。それが発見されると、これもまた天文学の大きな進歩になると思われる。昨日は、約38億光年離れた所で起きた観測史上最も明るい超新星爆発があったという報道もあった。常にそうしたものをタイムリーに展示するにこしたことはないが、そこはPFI事業者に最大限努力していただくことになる。

齋藤委員

今回のリニューアルは展示室に関することだけだと思うので、聞き流していただいても構わないが、数年前に巨大天体望遠鏡を見ることができるということで見学させていただいたことがある。とても勉強になったが、待っている間、階段のところで全員が待っている状態だった。非常に細かくて申し訳ないが、高齢者の方や幼児がいらっしゃる場合には、待つ場所を設けるということを考えていただければと感じたので、付け加えさせていただく。

生涯学習課長

ひとみ望遠鏡については、展示してあるところが若干離れているので、そういう意味で、お待ちいただく場所も通路になってしまっている。利用者の方々への配慮という意味では、少し工夫していただくよう伝えてまいりたい。

(6) 各区中央市民センターの区役所への移管にかかる事業検証報告書について  
(生涯学習支援センター長 報告)

資料に基づき報告

吉田委員 非常に多方面からの検証をしていて、丁寧にまとめているが、どうしても移管後も以前の機能を果たせたという結論に括られているように思えた。なぜなら、報告書の1ページの検証の目的にあるとおり「社会教育施設」としての機能が十分に確保されているか」というねらいから、このような検証のまとめ方になったと思うが、もう1つ、私はこの検証のねらいには冠が付くと思う。それは表題のとおり、中央市民センターの区役所への移管にかかる事業検証なので、その移管の目的が実際移管した後に達成されているのかどうかという観点からの報告書がよりふさわしいと考えている。移管のねらいとして、多様化する地域課題の対応の促進や個性を生かした地域活性化につなげていくということがあったわけだが、それが達成できたのかということをもとにして、検証・考察したほうがいいのではないか。そうすると、例えば報告書の22ページ、23ページにあるようないわゆる区との連携が核になると思う。区役所に移管したことによってこうした連携がなされた、あるいはその他主要な事業が移管とどのように結び付いてできたのかということ考察すれば、まさにこのタイトルにかなった検証報告書になるのではないかと感じたところである。あくまでも参考意見として申し上げた。

生涯学習支援センター長 ご指摘いただいた点については、市民局、区役所、教育局の連携会議で毎回議題にしており、区と市民センターが一体となった連携事業の推進状況を確認している。いろいろな事業が展開されているが、市民の方々の主体的なまちづくりに本当に結び付いているのかどうかしっかり検証していく必要があると考えており、それは課題として受け止めさせていただいて、全体的に区との連携の状況の効果をお示しできるように、関係局とも調整してまいりたいと考えている。

教育長 震災と移管がほぼ同時に動いてきた中で、震災はまさに地域防災の関係で非常に影響のあることだったと思う。そういう意味で、もともとは所管が違う市民センターと区役所で、移管前までは少し間が空いていたが、より密接になったという感覚はある。震災があったため、お互いにお互いが必要になった、近づかなければならぬ事情が生じた形になっている。地域防災だけではないが、それが一つのキーワードになって、地域の課題をどこまで市民センターと区役所が連携できるのかというところが移管の目的でもあったところからすると、5年前と比較すれば、お互いがより近づいて連携が進んでいるという実感はある。それを定量的に示すことはなかなか難しいが、検証はこれで終わりではなく、今後追跡していく必要がある。

齋藤委員 震災後に移管したので大変だったと思うが、震災があったため、住民は非常に市民センターを密接なものだと感じたと思う。各市民センター、そしてそれをまとめる中央市民センターが区役所とつながっているということは非常に素晴らしいことである。ただ、以前に報告があった社会教育委員の会議からの提言として、学校と市民センターとのつながりがまだ希薄なのではないかという意見があった。地域防災の話も、学校が避難所になることも併せて考えると、各地区の市民センターと学校がもっと密接であるべきだと感じている。実際にすでに取り組んでいるところもあるが、市民センターが学校に入り込むなど、もっと積極的に取り組んでもいいのではないかと考えている。

教育長 齋藤委員がおっしゃったような趣旨のことが、社会教育委員の会議からの提言にもあった。少し切り口は違うが、学校と市民センターが学社連携をさらに進めるべ

きだという提言であった。そういう意味では、市民センターは区役所からも、また学校からも求められている。

永 広 委 員

区役所と市民センターの連携はもちろん重要なことだと思うが、1点だけ昨年度の事業で気になるものがある。田子市民センターの「みんなで学ぶ地域防災」というテーマの事業について、中身を見ると、地域の11町内会と中学生が連携して地域防災訓練でいろいろなことをやったとのことであるが、これは区役所の管轄事項ではないか。市民センターとしては、もう少し地域防災について学ぶべき重要なことがあるような気がする。もちろん防災は大事で、防災訓練的なものも側面に入っていると思うが、実務的な対応の部分だけが強調されていて、市民センターでやるべきことなのか若干疑問がある。この事業に対して社会教育委員の会議から何か意見は出なかったか。

生涯学習支援センター長

社会教育委員の会議では特に指摘はなかったが、震災後、市民センターが地域の防災・減災に役立つような事業を積極的に推進していくことで、地域の危険な箇所をみんなでもう一度改めて探して地図に落とす作業などを行っている。そうしたことは震災前からやってきたが、それらを踏まえて、具体的な地域の防災訓練等を実際に行う時に区役所と連携してやるということを進めてきた。そのような中で、田子市民センターもそうした以前からの市民センターを核とした防災関連の事業があつての最終的なアウトプットとして、このような地域の町内会も巻き込んだ事業に発展したという事業になっている。したがって、区役所が実施している防災訓練をそのまま市民センターが仕切って実施したというものではない。

生涯学習部長

基本的に地域の防災訓練は連合町内会と区役所が連携しながらやっている地区が多いが、田子地区については、高砂の連合町内会に入っており、この連合町内会は市内でも一番大きい。田子市民センターについては高砂地区の連合町内会の一地区となっているが、連合町内会全体として防災訓練を実施するのがなかなか難しいという事情があるようである。そうしたこともあり、もともと田子の市民センターを中心として、地域の11の町内会の方が活動や地域の防災活動をやってきたというこれまでの経緯もあるということで、田子地区については市民センターが中心となって地域の方々と結び付くとともに、地域の小中学校と一緒に、防災訓練を実施したという地域的な事情もあると認識している。

教 育 長

そういう地域特性があつたという話だが、永広委員は、社会教育の面からの市民センターの活動というものと、もう少し区別すべきではないかというご意見である。

永 広 委 員

それが本筋であつて、気をつけないと区役所の下請になってしまう。そのようなことはないと思うが、そうならないように常に注意していかなければならない。

教 育 長

そういうご意見があつたということで、今後踏まえていただきたい。

(10分休憩)

## (7) 平成28年度就学援助の認定基準について

(学事課長 報告)

資料に基づき報告

永 広 委 員

認定者数と援助率の推移について、全国的に見てもここ数年は減少傾向にある。要保護世帯数そのものは全国的には増え続けているが、その理由がよく分からない。就学児の人数はもちろん減っているが、報告事項(3)の資料3ページの下表を見ても分かるように、前年比で平成26年度が99.4%、平成27年度が



98. 3%と1%弱しか減っていない。ところが、認定者数はもっと大きなポイント数で減少していて、児童生徒数の減少が認定者数の減少の主たる原因ではないようだが、原因は何か分かっているのか。

学 事 課 長

その原因についてこれだということは明確に分からないが、各世帯から上がってくる所得の状況などを見ていくと、仙台市が特にそうなのかもしれないが、復興需要等により給与収入が上がっている方が多く見受けられる。少子化によって児童生徒数が減っている割合よりも大きく援助率が減少しているということで、おそらく経済状況が好転してきている部分が反映されているのではないかと考えている。

教 育 長

震災直後はかなり増えて援助率は14%だったが、本年1月1日現在で12.3%になっている。震災前との比較ができないが、率は明らかに減っている。おそらく前半は復興需要が押し上げて、後半は国の経済政策が少し軌道に乗ってきたというところもあると思う。子どもは微減しているが、それ以上に援助率が減っているのは、経済の好転ということが一部にはあるものと考えている。もちろん援助率が減っていくほうが望ましい。経済力と教育の状況は非常に密接な関係があり、貧困家庭の増大は極力少なくなればいいが、教育側でできることはこうした就学援助等になる。

齋 藤 委 員  
学 事 課 長

基準額の算出項目である学校外活動費には、修学旅行積立金も入っているのか。就学援助において、修学旅行の経費については援助する形になっている。これは積み立て段階で援助するのではなく、修学旅行に行った後に事後精算という形で援助させていただいており、基準額の390万円の算定には入れていない。あくまでも標準的なモデルとして基準額を算出することにしてこの390万円には入っていないが、援助する段階において修学旅行の経費を支援している。つまり、基準額を算出する段階で修学旅行の経費までは見ていない。あくまで標準的な経費だけを見て、算出しているということである。

## (8) 市長と遺族の面談の概要について

(教育長及び理事 報告)

口頭で報告

教 育 長

新聞等でも報道されたが、いじめ自死事案の件で昨年12月21日月曜日の夕方にご遺族と市長が面談をした。

私と理事、学校教育部長、教育相談課長が同席して、ご遺族である当該生徒の父親と母親とお会いした。面談の内容すべてをご報告するのは、プライバシーの問題もあるので、概要をご報告させていただく。

まず市長から今回の事案について、ご遺族に対してお詫びを申し上げた。その後、私から現在の当該校の状況ということで、関係生徒への指導を含め、学校名を公表した10月上旬以降の状況をお知らせした。当該校は非常に落ち着いている状況であり、いじめを再発させないような学校づくりを校長以下で継続的に取り組んでいることをご説明した。

その後、ご遺族から市長へのお手紙が渡された。お手紙の内容については、ご遺族から提供されたものだと思うが、新聞等でも報道されている。お手紙の中では、ご子息が亡くなったことについての悔しい思いなどが記されていた。また、今回の事案に係る公表について、事案発生直後に非公表をお願いしたが、その後は教育委員会から公表したいという言葉は聞いたことがないと表現されていたが、事実と異なっていたため、2回ほど公表をお願いをしたが、結果的には公表に至ら

なかったことをご説明したところ、「そう言われれば、そうだった」と思い出されたようであった。

昨年8月に学校名等を伏せて公表したが、その際にどうしてもご遺族の意向を理由に説明せざるを得なかった。ご遺族は、自分たちを盾にしたように感じていたということだったので、お詫び申し上げた。そうした意図はなかったが、学校名を伏せる理由はそれ以外の理由では説明がつかなかったため、そうした説明をしたところ、新聞報道等ではご遺族の意向というのが前面に出てしまった。ご遺族がそうした思いを抱いていたことに対して、あらためてお詫び申し上げた。

その後、市長と教育委員会との連携についてのご質問があった。十分連携しているのかよく分からないというお話があったことから、それについては事案発生直後から市長に何十回と報告し、また協議しているところをご説明したところ、ご理解いただいた。

次に2点のご要望があった。今回の事案についてのインターネット上での誹謗中傷を非常に懸念していて、ラインを含めて対策をしてほしいということであった。ネット上のやりとりがいじめのきっかけになったり、またいじめを助長することにもなるという懸念に対しての対策をとってほしいという要望であった。それについては、教育委員会ではネットパトロールということで、誹謗中傷するような表現があれば削除を依頼しているところをご説明した。もう一つの要望は、専用の相談体制をとってほしいというものである。それに対しては、現在検討しているところであり、実現に向けて取り組んでいきたいというご説明をした。その実現にあたっては予算を伴うので、24時間の相談体制をとるとすることは十分な予算確保が必要であり、その実現に向けて進めているところであるということをご説明した。

市長とご遺族との面談の主な内容としては以上のようなものであり、1時間半くらいのやりとりがあった。最後にご遺族は「市長とお会いできてよかった」という感想を述べていた。

補足になるが、10月5日に学校名を公表したことから、教育委員会からいじめ問題専門委員会に対して学校におけるアンケート調査も含めて追加調査を諮問した。専門委員会では12月にアンケート調査を実施し、そのアンケート調査の結果を踏まえて必要な方々に対して事情聴取を行っているところである。昨日専門委員会が開催されたが、まだ追加調査の途中段階である。私からは以上であるが、理事から補足があれば、願います。

堀田理事

面談の概要については教育長からの報告のとおりである。教育長からの報告の中で、ご遺族から市長と教育委員会との連携についてのご質問があったところをご説明したが、ご遺族としては大津市のいじめ自死事案の対応が念頭にあるようであった。大津市の場合、市長が前面に立って対応していたという印象があったところをご質問だと認識している。

市長からは、いじめ防止対策推進法が出来た中で対応しているということで、教育委員会から逐次報告を受けており、対応や考え方については、教育委員会と共有してやってきており、今回の事案については発生直後から市長自身も報告を受けていたところをご説明した。また、いじめ対策ということについて、まさに予算をつけるということが市長の仕事になるので、その点をしっかりとやっていきたいということもお話した。

市長からの説明を受け、ご遺族は納得されたようであり、最後にも「市長とお会いできてよかった」という言葉を残して、面談が終わった形になっている。

## 5 付 議 事 項

### 第37号議案

### 平成28年度の作並小学校新川分校の休校について

### 第38号議案

### 平成28年度の生出小学校赤石分校の休校について

(学事課長 説明)

草刈委員 保護者に本校に入学するのか、あるいは分校に入学するのか確認する時期は毎年決まっているのか。決まっているのであれば、いつ頃なのか、教えていただきたい。

学事課長 新年度となる4月に向けての確認作業になるが、1月の定例教育委員会にお諮りするのために、前年の秋頃から年末にかけて保護者の皆様に確認している。

原案のとおり決定

### 第39号議案

### 平成28年度学校給食費の決定について

(健康教育課長 説明)

草刈委員 別紙の平成28年度学校給食費(案)に示している委託炊飯方式校と自校炊飯方式校の単価が違う理由を教えてください。

健康教育課長 ほとんどの小学校、中学校の給食においては、米飯の提供については委託という形をとっており、週5日のうち3日が米飯、2日がパンである。自校炊飯方式については、自分の学校あるいは一部の給食センターが自ら米を炊飯して学校に提供するという方法であり、米飯の提供回数が週4日で、パンが1日となっている。単価の違いについては、米を購入して自前で炊飯するという作業のため、単価が安くなっているという状況である。

教育長 このような2方式になった経過を簡単に説明していただきたい。

健康教育課長 委託による炊飯と自校による炊飯の2方式になった経過については、もともと仙台市が合併する時点で話が遡る。旧泉市、旧宮城町、旧秋保町との合併の際に、それぞれの当時の自治体の給食の提供方法を踏襲してきたということが背景にある。本来であれば仙台市として統一すべきだが、合併当時の施設をそのまま使っていて、今に至っている。

教育長 そうした経過があって、それぞれ方式が違うので、結果的に単価も異なっている。どちらかに統一すればよいと思われがちだが、統一するのは非常に難しい課題である。合併の際の経過で、基本的に今も2方式を踏襲している。給食関係では単独調理校とセンター校という方式の違いもあり、また2つの炊飯方式で運用しているので、それらの違いは課題と受け止めつつ、解決のタイミングはもう少し見極めていかなければならないと考えている。

草刈委員 金額の違いが栄養の違いでなければ問題ないと思うが、いかがか。

健康教育課長 ご飯の提供回数が違うということはあるが、副食の内容についてはそれぞれ必要な栄養分をとっているため、問題ないと考えている。

教育長 今後、消費税がまた値上がりという話もあり、給食費に影響してくる懸念もあるが、食材費等は現行の税率のままという可能性もあるので、もう少し国の動きを見極めなければならない。そうした外的要因の変化があれば、給食費の決定にも影響を及ぼすことになるが、毎年度教育委員会に諮る案件なので、単価が変わる場合にはその時にご説明することになる。

原案のとおり決定

#### 第40号議案 仙台市図書館条例施行規則の一部改正について

(市民図書館長 説明)

- 吉田委員 指定管理者が管理運営している図書館が3館あるとのことである。広瀬図書館の指定管理者については11月定例教育委員会で議決したが、若林図書館も指定管理者が運営しているのか。また、そのほかに、どの館が指定管理制度を導入しているのか教えていただきたい。
- 市民図書館長 指定管理となっている図書館は、若林図書館、広瀬図書館、榴岡図書館の3館である。分館の位置づけである広瀬図書館、榴岡図書館と若林区の地区館である若林図書館が指定管理になっている。
- 吉田委員 指定管理者制度に則ると、このように開館時間の融通ができる可能性が高いと解釈してよいか。
- 市民図書館長 そうした可能性はある。ただし、仙台市の場合、直営館を含め7館あるが、全体に影響を及ぼさない範囲ということで募集要項に規定している。今回の提案については、市民図書館の開館時間である平日午前10時から午後8時まで、休日午前10時から午後6時までに対し、平日はこれまで通り午後7時まで、休日を1時間延長して午後6時までとしており、全体の運営に大きな影響がないという範囲の提案になっている。
- 教育長 それぞれの館で開館時間が若干違うが、その辺は指定管理者の選定との兼ね合いがある。ただ、自由というわけにはいかないのだから、きちんと規則で定めた上で、その範囲でしっかりやっていただくということである。直営館と指定管理者館という2つの制度が併存する形になっている。

原案のとおり決定

#### 第41号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について

(秘密会)

##### 1. 平成27年度教育予算

(総務課長 説明)

原案のとおり決定

#### 第41号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について

(秘密会)

2. 各種使用料及び手数料の改定等に関する条例  
(仙台市市民センター条例の一部を改正する条例)
3. 各種使用料及び手数料の改定等に関する条例  
(仙台市博物館条例の一部を改正する条例)
4. 各種使用料及び手数料の改定等に関する条例  
(仙台市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例)
5. 各種使用料及び手数料の改定等に関する条例  
(仙台市先史遺跡保存活用施設条例の一部を改正する条例)
6. 各種使用料及び手数料の改定等に関する条例  
(仙台市科学館条例の一部を改正する条例)

7. 各種使用料及び手数料の改定等に関する条例  
(仙台市メディアテーク条例の一部を改正する条例)
8. 各種使用料及び手数料の改定等に関する条例  
(仙台市大倉ふるさとセンター条例の一部を改正する条例)  
(総務課長 説明)

原案のとおり決定

- 第41号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について  
(秘密会)
9. 仙台市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部を改正する条例  
(仙台市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)  
(教職員課長 説明)

原案のとおり決定

- 第41号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について  
(秘密会)
10. 指定管理者の指定に関する件(大倉ふるさとセンター)  
(生涯学習課長 説明)

原案のとおり決定

- 第41号議案 市議会の議決を経るべき事案に係る市長への意見の申出について  
(秘密会)
11. 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例  
(特別支援教育課長 説明)

原案のとおり決定

- 第42号議案 教育功績者の表彰について(学校職員部門)  
(秘密会) (教職員課長 説明)

原案のとおり決定

- 第43号議案 教育功績者の表彰について(児童生徒部門)  
(秘密会) (総務課長 説明)

原案のとおり決定

6 そ の 他

事 務 局

次回定例教育委員会は2月12日（金）に開催する予定である。

7 閉 会

午後5時34分